市民後見センター 「ほっと ニュース レター

発 行 平成 31年 3月 1日 発行者 NPO法人 市民後見センター ほっと 理事長 井上 博司

〒284-0043 千葉県四街道市めいわ 2-9-8

TEL 043-312-7298 FAX 043-312-7098

URL http://www.kouken-hot.com

E-mail office@kouken-hot.com

第7号

<日々思うこと>

平成最後の年となり、もうすぐ新元号も明らかになりますね。三十余年にわたり、象徴という、余人をもって変わりようのない地位にあり続け、自分の健康問題にすら公的影響を意識しなければならないお立場にいらした天皇陛下は、さぞかしたいへんなご心労の日々であったことでしょう。

さて、自らの体の衰えに対する自覚と与えられた 役割を果たすことへの不安というのは、誰しもが感 じるところではないでしょうか。

市民後見人の活動も、ご本人をずっと支え続けなければならないという点では、常に緊張感を強いら

れる立場といっていいかもしれません。うっかり風 邪もひけない、あまり遠くにも出かけられない、も ちろん自分がボケてしまったらもっとたいへんだ、 と考えてしまうと窮屈なのですが、そうかといって、 こうしたことを一切考えもしないというのは、ご本 人に対して申し訳ない気がします。おそらく、いく ら考えてもこれでよいという釣り合いの取れた気の

持ちようが見つかるわけ もなく、悩み続けながら 日々の活動を続けるのも、 市民後見人の宿命かとい う気がします。



(理事長 井上博司)

<研修報告>

報告1:「第20回研究発表会~認知症地域ケアについて」(主催 千葉認知症研究会)に参加して(H30.6)

高齢者の後見活動には介護医療の最新研究と情報は必須です。教育公演は、「認知症の症状と鑑別診断」、自宅での認知症のケアについての5名の専門職の方々のシンポジウムも活発でした。

(小堀和子)

報告2:「成年後見制度利用促進基本計画」に関する 厚生労働省専門官の講演会に参加して(H30.12)

この計画の要点は①意思決定支援及び身上保護を 重視する②成年後見制度も含めた権利擁護支援の地 域連携ネットワークづくりの2つでした。

財産管理に重点が置かれがちな制度ですが、今後

の方向転換に期待するとともに後見人として更なる 役割の重さに身の引き締まる思いでした。

(田中重穂)

報告3:「四街道市認知症の人を支える会」設立3周年記念講演会に参加して (H30.12)

厚生労働省の施策により、四街道市でも昨年3月から、「認知症初期集中支援チーム」が新たに動き始めましたので、活動内容が紹介されました。認知症に気付いた、どうしようという段階の、初期に集中して専門家がチームでかかわり、本人や家族を支援していく仕組みです。

(越河榮子)



活動の現場から

<後見活動からの学びと喜び>

5年前、"ほっと"にご縁が あり、後見活動をすることと なりました。

当初は、何をするのにも戸

惑いや疑問だらけで、一つひとつをベテランの方に 聞きながらのスタートで、様々な事柄を学びました。

私が担当した方は、施設入所中の成人男性です。 お伺いするといつもニコニコと笑われて、とても元 気づけられます。

この笑顔に会えると思うと、お伺いする日がとて

も楽しみになり、毎回の面会が単調にならないよう、音の出る絵本で音楽を聞いたり、スマホで音楽の動画を見たりと、様々な工夫に取り組んでおります。これまで、ご年配の方の担当のときは、その方が亡くなられるという出来事も経験しました。ご親戚やご兄弟と一緒に、ご葬儀にも参列致しました。 様々

な経験を糧に、担当する皆様がより 良い生活が出来るように念じつつ、 現在お二人の後見活動と、お一人の 見守り活動をしております。



(川島 清)

<法人後見のよいところ>

判断力が十分でなくなった方の権利を護るために 置かれる成年後見人ですが、個人がなる場合と、社 会福祉法人やNPO法人などの法人がなる場合があ ります。ほっとは法人として就任しています。法人 が成年後見人となる場合、どのような後見活動が行 われているでしょうか。

ほっとでは、1 つ1つの案件ごとに、専任の担当者 2 名が決まり、基本的に主担当者がその方の全ての後見業務を行い、副担当者も状況を把握しているようにしています。

後見業務が適正に確実に実行されるように、法人として家庭裁判所の監督を受けるとともに、法人内部でも毎月の監査を受けます。担当者にとって法人後見が有難いのは、法人内部には成年後見に関する経験、様々な国家資格を持つ会員がいますので、必要に応じて具体的なサポートを受けられることです。また、後見業務は、時にはご本人様の人生に何十年も寄り添う必要がありますが、担当者が引退し

ても法人内部で後任者に引き継が れていきます。この継続性は後見を 受ける方にとっても安心ですし、会 員にとっても、安心して担当をお引 き受けできる要因となっています。



(越河榮子)

お知らせ(後見等のご相談)

- ① 法人「ほっと」にお電話を!
- ② 第2日曜日「わろうべの里」でもお話を 伺います(9時~)

どうぞお気軽にご相談ください。お知 り合いの方にもご紹介頂ければ幸いです

編集後記

皆さんのご協力のもとニュースレター7 号にこぎつけました。

ありがとうございました。

次回は、新たな年号の下での発行と なります。

(松橋)

